

小国町森林整備計画 変更計画書

計画期間

自	令和	2年	4月	1日
至	令和	12年	3月	31日

<令和4年（2022年）3月変更>

熊 本 県
小国町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・ 10
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 11
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・ 13
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・ 16

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 16
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・ 17
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・ 17
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・ 18
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 18
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・ 20
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・ 23
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・ 24
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 25

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・ 27
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・ 28
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・ 28
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 30
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・ 31
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ 32
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・ 32
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

【変更の理由等】

1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した小国町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

2 効力の発生

令和4年（2022年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、九州のほぼ中央、熊本県の北端に位置し、東北部は大分県玖珠郡、西部は同県日田市と接し、南部は阿蘇郡南小国町に接している。

東西18km、南北11kmで東部大分県境に標高1,500mの湧蓋山と1,287mの一目山があり、これらにより西北方向に裾野が形成されている総面積13,694haの町である。

地形的に起伏が激しく、大分県日田市を経て、福岡県に流れる筑後川の支流である杖立川・北里川・はげ川・樺木川等の河川があり、耕地は河川沿いに点在している。

本町の森林面積は10,592haで全面積の77%を占め、そのうち民有林が10,198haである。民有林の森林資源の構成は、人工林面積7,705ha、天然林面積1,990ha、人工林蓄積4,732千m³、天然林蓄積322千m³となっている。

人工林については、戦後続けられた拡大造林の推進により人工林率は75%で、気象的にも平均気温13℃、年間降水量2,500mmと多く、地質的にも杉の育成に適した有数の杉の産地である。

阿蘇地域全体としては、2013年に世界農業遺産認定、2014年に世界ジオパーク登録を受けている。本町は、2014年に環境モデル都市に選定され、持続可能な低炭素社会の実現に向け取り組んでおり、さらに2018年にはSDGs未来都市に選定され、地熱と森林という豊富な地域資源を積極的に活用し、持続可能なまちづくりを推進している。

2019年には森林経営管理法が施行され、あわせて開始された森林環境譲与税を有効に活用し、今後も森林の保育・間伐等により適切な森林整備を進め、また木材の更なる利活用を図り、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させ、林業の持続的発展を図っていくことが重要である。

原野への拡大造林など植林面積は現在落ち着いているが、戦後植林された人工林のうち、標準伐期齢（スギ40年・ヒノキ45年）を越えているものは6,435ha、83%と本町の人工林は充実しており、伐期に達した人工林の積極的な主伐、再造林による林齢構成の平準化を進めていくためには、育成複層林施業の実施が課題となっている。その機能別に応じた有効利用と計画性のある森林の管理を進めなければならないが、その一方間伐対象林（11～35年生）は、648haと8%を占めており間伐保育等の森林整備を図っていかなければならない。しかしながら、最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇など林業生産活動が全般にわたり停滞し、間伐・保育が適正に実施されていない森林が増加している。

同時に森林資源を確実に森林所有者や林業従事者の経済向上に役立たせるためには、林業・林産業を活性化させる体制、つまり労働力のもとより、機械化など施業効率化や素材生産施設、二次加工施設の整備、更に各林業組織体による推進活動や相互の情報提供などに取組んで行く必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、維持増進を図るものとする。

このため、行政を中心に各林業機関一体となり、流域での広い地域としての主体的な取り組みの中で一体的かつ計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進め、地域産材「小国杉」の産地化を図るため、林内路網の整備を実施しながら、林業全体にわたる近代化を推進する。

また当町は筑後川の最上流地域でもあることから水源涵養機能など森林の有する公益的機能増進のため伐期に達した人工林の積極的な主伐、再造林による林齢構成の平準化、複層林施業（80年以上）、広葉樹造林、育成天然林の整備を推進し、また

は町不在者の所有する公益性の高い森林や、緊急に荒廃を防がなければならない森林について、下流都市部の協力を得ながら森林の公有化を図り、本町特有の自然条件を背景に活力ある地域づくりを目指すものである。

また、小国町では重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する

森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、小国町の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業者は、主伐や利用間伐を推進するためには高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林設備を推進していくために、林業事業者、林業研究グループ、林業普及指導員、森林管理署、フォレスター等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市町村、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町の標準伐期齢は下表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。
- オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注）「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

（1）伐造届出旗の掲示

伐造箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、町が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公的機能の発揮の必要性から植栽を行う事が適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は役場林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、マツ類 等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとする。

育成複層林における樹下植栽については、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は役場林務担当課との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ、ヒノキ、クヌギ、高木性広葉樹、マツ類、その他	疎仕立て～ 中仕立て	1,500本～3,000本	

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらの方法、植付けの方法、植栽時期について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。
植付けの方法	通常穴植えとし、正方形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。
植栽の時期	1 1月から4月までを標準とした植栽が一般的であるが、地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。 また、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などにも地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的には上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る、以下同じ）を下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、マツ、その他地域に自生する中高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について「熊本県天然更新完了基準」により期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として、必要な事項等について定めるものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するも

のとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画に定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとするが、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあつては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

(2) 補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。今後の森林・林業の振興を図るためには、特に間伐・保育作業について適切な時期及び方法により、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。また、特に道路沿線林分に対しては積極的に間伐施業等を推進し、森林整備と景観整備に取り組むものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

間伐の標準的な林齢及び標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～34				
		大径材	△	28～35	39～52	58		
	3,000	一般材	14	23	31			
		大径材	14	23	31	45	57	
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～39				
		大径材	△	34～40	42～55	61	72	
	3,000	一般材	14	25	31			
		大径材	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。（△については、必要に応じ除・間伐を行う。） 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30％程度とする。 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。 	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表下水、地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林

b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林

- c 表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等

- ② その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、森林の区域については別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し施業を行うこととする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別紙市町村森林整備計画概要図のとお	10,246
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙市町村森林整備計画概要図のとお	551 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 505 ・土砂崩壊防備保安林 46
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別紙市町村森林整備計画概要図のとお	9,695
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			

【別表2】

区 分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		別紙市町村森林整備計画概要図のとおり	10,246
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		別紙市町村森林整備計画概要図のとおり	551
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし

3 その他必要な事項 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小国町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する県、町、個人等森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密に取り合い、属地的に森林施業の共同化を実施できるよう推進する。また、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、町、森林組合をはじめとした林業事業者、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、集落単位での間伐をはじめとする森林施業の実施など、林業諸施策に関する話し合いを行い、森林

施業の共同化を促進し森林の整備を図っていくこととする。

特に、本町の森林管理の中心的組織である森林組合への施業委託の推進による資本の整備や、労働力の確保による組織強化など、事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の協定を促進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合などがダイレクトメール等を利用するなど森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託する場合、一定割合を補助できるような町単独事業（下刈り、間伐、作業路、簡易作業路）を実施し、施業実施協定の締結を推進することとする。

また、今後施業実施が考えにくい森林において、緊急に対応すべきものについては、下流都市部の協力を得ながら森林の公有化を推進し、適切な森林管理を行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきとする。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60 <50> ~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20 <15> ~50
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、下表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラブブル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地(15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェーンソー	グラブブル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地(30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラブブル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地(35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知）」を基本として「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 松ノ本	上滴水線	2,874 m	89.74		1	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字上田 高津屋	高津屋線	784 m 1,119 m	40.37		2	(改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 田原	赤鹿線	1,132 m	92.02		3	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字上田 寺尾野	寺尾野線	241 m	32.57		4	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 棕子原	浅瀬線	819 m	35.42		5	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字上田 井川迫	千辺線	1,020 m	38.08		6	(舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字北里 堂山	薄野線	570 m 1,030 m 1,359 m	27.58	○	7	(新設) (改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 筒井迫	扇山線	1,145 m 1,125 m	54.88	○	8	(改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 桑鶴	北弓田線	1,183 m	81.55		9	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 田原	田ノ尻線	753 m	79.48		10	(舗装)

開設/拡張	種 類	(区分)	位 置 (字、林班等)	路 線 名	延 長 (m)	利用区域 面積 (ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	大字宮原 上広瀬	池ノ内線	490 m	13.45		11	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 下巢	下巢線	500 m	111.22		12	(改良)
拡張	自動車道	林道	大字上田 小輪智	馬込線	620 m	59.76		13	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 三田河内	三田河内線	674 m	66.08		14	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 奥山	手水野線	1,000 m	71.08		15	(改良)
拡張	自動車道	林道	大字下城 秋原	秋原線	1,350 m	43.45		16	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字北里 産ヶ谷	赤谷線	500 m 80 m	30.35		17	(改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字宮原 石井	石井線	753 m	32.66		18	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 塚瀬	湯ノ平線	500 m 2,934 m	148.33	○	19	(改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 上滴水	星ヶ太郎線	1,622 m	61.13		20	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字北里 田代	岩ノ上線	1,198 m	46.44	○	21	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 北弓田	北里弓田線	2,514 m	137.75	○	22	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 神ノ原	宮ノ台線	1,237 m	41.69		23	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 松ノ本	松ノ本線	500 m 1,727 m	52.07		24	(改良) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字西里 麻生鶴	蛭石線	763 m	45.83		25	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字下城 馬場野	馬場野線	766 m	38.43		26	(舗装)

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 弥太郎谷	弥太郎谷線	664 m	39.63		27	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 古地	片草線	710 m	41.76	○	28	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 手水野	手水野東河内線	2,810 m	108.40		29	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 田台	室原Ⅱ線	1,559 m	56.16		30	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字黒淵 陣ノ内	後ヶ山線	1,672 m	37.49		31	(舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字上田 湯田山	湯田山線	1,500 m 500 m	48.24		32	(新設) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字上田 坂本	坂本線	2,000 m 1,000 m	29.90		33	(新設) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字宮原 山ノ口	山ノ口線	700 m 500 m	32.58		34	(新設) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字黒淵 位河内	位河内線	1,000 m 3,403 m	104.53		35	(新設) (舗装)
開設 拡張 拡張	自動車道	林道	大字下城 永畑	永畑線	428 m 200 m 1,916 m	112.11		36	(改築) (改良) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字黒淵 大石原	大石原線	1,200 m 1,200 m	61.28		37	(新設) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字黒淵 東河内	東河内線	500 m 500 m	34.87		38	(新設) (舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字黒淵 室原	室原線	660 m 898 m	97.93		39	(新設) (舗装)
拡張	自動車道	林道	大字上田 小原田	上戸谷線	1,069 m	32.12	○	40	(舗装)
拡張	自動車道	林道	大字上田 高津屋	二本木線	315 m	9.90		41	(舗装)
開設 拡張	自動車道	林道	大字黒淵 本村	倉谷線	900 m 200 m	37.69		42	(新設) (舗装)

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設 拡張	自動車道	林道	大字下城 簿瀬	簿瀬線	1,500 m 500 m	52.36		43	(新設) (舗装)
開設	自動車道	林道	大字下城 赤鹿	高花線	811m	36.36	○	44	(舗装)
開設計 〃 拡張計 〃				(改築) (新設) (改良) (舗装)	428 m 10,530 m 6,159 m 48,580 m				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点から、「森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」を基本として「熊本県森林作業道作設指針(平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知)」に則って作設を行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

細部路網の維持管理については、熊本県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の森林所有者(林業従事者)は、先に述べたとおり零細であり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、作業路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一

方、林業の担い手である森林組合、林業事業体及び林業一人親方組合の労務者を拡充することにより体質改善を図り、森林組合等及び森林所有者と密着した林業機関として機能を十分発揮できるよう努めることとする。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

① 林業就業者の育成

林業就業者の主たる就労の場である森林組合への各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務者の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本町と森林組合等が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の交流の場を通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

② 林業後継者等の育成

ア 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

イ 林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町林業の主な組織である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林の多面的機能を維持増進するため、保育、間伐等の森林施業を推進する必要がある。また、本町の人工林の8齢級以上は90%で、今後も主伐期を迎える人工林が増加する傾向にある。しかし、林道や森林作業道等の基盤整備が十分でないことや林家の経営が零細であることなどから、林業機械の導入の遅れが目立っている。

このようななか、木材生産性の向上及び労働の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等機械の作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあっては、土地の形質の

影響が少ない架線集材等を利用し、災害の未然防止に努めるものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を以下のとおり設定する。

作業種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒・造材		チェーンソー プロセッサ ハーベスタ	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
集材		林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー フォワーダー ロギングトラクター グラップル	林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー フォワーダー ロギングトラクター グラップル
造林	地拵え、下刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
保育等	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における生産流通・加工については、いずれも小規模かつ分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、間伐を中心に伐採の計画的実行により、ロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めることとする。その中でも、新しい木材の商品開発については、小国町森林組合、小国ウッディ協同組合などの各機関を軸に木工から建築まで研究開発に取り組み、木材の需要拡大またはブランド化を図り、木材を広く普及啓発・販売を継続して行う。また、小国町森林組合が森林認証（S G E C）を取得していることから、一貫した森林認証の流れを構築し、大手加工業者、流通業者、施工者に対応できる体制を築くため、総合認定事業体（仮称：認証小国杉ブランディング協議会）の認定を目指す。

更に、本町の豊富な地熱を活用した木材の乾燥、木材の加工に伴う廃材（バーク等）の処理については環境問題に配慮することは無論のこと、地域林業の活性化を図るため基盤整備等を行うものとする。

特用林産物のうち本町の特産品であるシイタケについては、生産が積極的に行われているので、生産量も若干伸びてきている。今後については、原木ほだ木の安定供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。また、消費地である都市住民等との交流による消費宣伝活動を推進する。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画は次のとおりとする。

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位置	規 模	対図番号	位置	規 模	対図番号	
木材共販所 (貯木場)	宮原	44,820㎡	1				小国町森林組合
木材加工流通施設等 (チップ加工施設)	黒淵	2,196㎡	2				民間企業
国産材加工施設 (製材施設)	上田	2,498.8㎡	3				小国ウッドイ 協同組合
パネル硬化施設 (作業用建物)				上田	1棟	3	〃
パネル硬化施設 (機械設備)				〃	1式	3	〃
乾燥施設				〃	1式	3	〃
木材加工流通施設等 (自動送材車)				〃	1式	3	〃
木材加工流通施設等 (自動送材車)				黒淵	1式	4	民間企業
地熱木材乾燥施設	西里	8棟 (14室)	5	西里	5棟 (10室)	5	小国町森林組合
木材加工施設装置 (パーク等処理)					1式	6	小国木材協同組合 (仮称)
椎茸生産施設	西里	15,000㎡	7				西里椎茸生産組合
〃	〃	2,000㎡	8				楯平椎茸生産組合
〃	上田		9				上田椎茸生産組合
〃	西里		10				鯛の田椎茸生産組合
椎茸生産施設	下城		11				下城宇土椎茸生産組合
〃	黒淵		12				小国町第一椎茸生産組合
椎茸生産施設 (ほだ化センター)				宮原	1棟	13	J A 阿 蘇
〃 (機械設備)				〃	1式	13	〃
椎茸出荷施設	宮原	1棟	13				〃
加工流通施設 (共同販売所)				宮原	1棟	13	〃
〃 (機械設備)				〃	1式	13	〃
〃	下城		14				下城坂下椎茸生産組合

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画（平成30年度3月策定：第5期）、森林組合、猟友会、森林所有者等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良の実施。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等の実施。

なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	町内全林班	10,246

2 その他必要な事項

1の(2)の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を町長が行うことがある。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

別表3において定める区域外の森林については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を基本とし、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、被害の程度に応じた予防対策を講じるよう速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「小国町火入れに関する条例（昭和59年6月29日条例第11号）」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分について、下表のとおりとする。但し、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進することについては、町長が個別に判断を行うものとする。

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第 35 条第 1 項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
1 1 団地	53、61、62、63	540.74

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からの U J I ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備（小国杉使用の新築住宅に助成）、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域の定住を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、適切な森林管理に取り組むことで、オフセット・クレジット（J-V E R）制度における森林クレジットを取得し森林の炭素吸収能力を高める等の先駆的な取り組みにより、地球温暖化対策の一助として社会貢献をモデル的に推進する「環境モデル都市」に平成 26 年 3 月に選定された。また木の駅プロジェクトを実施し、林地残材の解消に努める等の事業も展開している。グリーンツーリズムによる、おぐに自然学校等への協力、フィールドワークの提供、小国町カーボンオフセット協議会によるエコツアーや環境イベントへの参加、さらに木製おもちゃ等の活用による木育活動を推進し、森林の素晴らしさなど理解を促すことによる山村の活性化も推進している。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

各地域に接する森林は、従来から地域住民と生活文化を共にしてきており、近年では自然学校及びグリーンツーリズムの観点から他地域の人々との交流の場としても位置付けられてきている。また、その地域の保全を図る観点からその森林の有する災害防止機能は

重要である。

今後は、これまでの取り組みを更に推進し、地域住民はもとより他地域の人々との連携による森林保全活動を積極的に推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

各大字での協議会や町内の小・中学生を含んだところで自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本町は、筑後川の上流で下流域の水源として重要な役割を果たしている。このような事から今まで以上に水源の森林ボランティア活動にも力を入れ、また下流の住民団体へも積極的な参加や呼びかけを行う。

また、水源涵養等の公益的機能の維持増進を図るためには下流都市部への協力が必要不可欠であり、荒廃しつつある森林等の保全のため都市部へ公有林化の推進を働きかけ管理体制の整備を行うこととする。

公有林化を推進する地域

番 号	地区名称	樹 種	面積 h a
①	小国町 蛭石	スギ	30
②	小国町 天狗岩	スギ	20
③	小国町 原ノ迫	スギ	30
④	小国町 宮ノ前	スギ	50
⑤	小国町 位河内	スギ	30
⑥	小国町 小 藪	クヌギ	15

(3) その他

法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策として、森林管理に対して消極的な森林所有者には、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合などの林業事業者がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合及び林業一人親方組合との連携を密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

本町は現在人工林を中心に約443haの森林を所有しており、人工林については林業事業体等に保育、間伐等を委託し実施することとする。

また、公的資金による適切な森林管理も地域に応じ実施する。

(3) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。